

鳥取県弓ヶ浜地方における大地主庄司家の分析

— 後進養蚕地帯の一事例 —

勝 部 眞 人

一 は じ め に

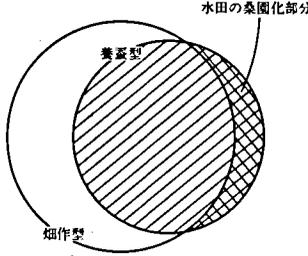
近代日本地主制(農業構造)の地帯区分について「近畿型」「東北型」に加え「養蚕型」を設定することは、現在もはや定説化していると言えよう。しかし前二者もさりながら、「養蚕型」の、偶性とは區別されるところの本質とは何かという点になるときわめてあいまいであると考えざるを得ない。現在のところ「養蚕型」の内容を最も明瞭に示しているのは、山梨県の根津家等の分析などから「養蚕型」を提唱した中村政則であろう。¹⁾その内容は、まず何よりも小作人が田と畑を同時に小作し、桑作・養蚕業収入によって米生産高の七五%にもおおよぶ高率・高額の田地小作料を補完しその実納率を高めていたということ、さらにこのような田畑一体化した地主・小作関係に加えて、生計補充のための子女の製糸工場へ

の出稼ぎ(高率小作料と低賃金の相互補完関係)、「桑小作」といわれる地主による桑園の強力な管理、小作人の利用制限などがあげられよう。²⁾しかし田畑一体化した地主・小作関係を除けば、そのことを以て「養蚕型」を設定すべきとする必然性には乏しく、偶性と見なすべきと考える。では田畑一体化の関係こそが「養蚕型」の本質なのであるうか。しかし田畑一体化の地主・小作関係を強調すればするほど、むしろ「近畿型」「東北型」に対する「養蚕型」の「別個の独自の型」たる所以を否定しかねないのではないだろうか。何故ならば米作地帯においても養蚕業が有利な副業として広く普及し、全国的に「米と繭の農業構造」として定置されたからである。とするならば米を基軸として繭がそれを補完する小作料取体系の故に「養蚕型」であるのではなく、繭を基軸とする小作料取体系の故にこそ我々は「養蚕型」を設定せねばならないのではなからうか。つまり「養蚕型」は養蚕副業地帯で

はなく主業地帯を対象に設定されねばならないと考える。これは山田盛太郎以来の養蚕業⁵⁾副業論に対して、養蚕主業経営の分析が進められてきている現状⁶⁾からしても、決して無理な規定ではないだろう。

このように考えてくると「養蚕型」解明の課題は繭⁷⁾養蚕業を小作料収取の基盤とすることが地主・小作関係にどのような規定性を与えるのか、米作を基盤とする「近畿型」「東北型」に対してどのような独自性が認められるのかなどを検討することであろう。

また、地主制構造論に限ってみれば、安良城盛昭が「東北型の一分肢」として析出した「養蚕⁸⁾畑作型」と、中村が提唱した「養蚕型」との関連も明確にされないまま後者が定説化されてきた観がある。経営の広狭等統計的指標のみから「東北型の一分肢」と断定する安良城の論法は説得力を欠くと言わざるを得ないが、基本的には畑作地帯の幾部分かが桑園地帯化するのであるから第一図概念



第1図 養蚕型概念図

図のように「養蚕型」はほとんど「畑作型」に含まれ、一部に養蚕主業化にともなう水田の桑園化部分をもつものと考えられよう。もう少しつけ加えるなら、米作地帯の小作料現物納に対して「畑作型」・「養蚕型」では金納が一般的で、ために小作人が商品市場に

直面することになるが、「養蚕型」では直面する繭市場が欧米生糸市場に直ちに連動する性質のものであり、「畑作型」一般が直面する農産物市場とは少し異質のものである。いずれにせよ右の点においても「養蚕型」は「近畿型」「東北型」と異なり、おのずから費用価格(C+V)形成のしかたに独自性が現われるのではないかと考えられるのである。

二 地域経済の転換

1 対象地域・庄司家の概略

さて本稿で分析対象とするのは島取県西伯郡の弓ヶ浜半島(弓ヶ浜部)渡村の大地主庄司家である。弓ヶ浜部各町村は第二図の如くであるが、資料によっては福米・福生両村を含めて一六か町村とする場合もあれば、除いて一四か町村とする場合もあり、以下では統一のため一六か町村として扱いたい。さて弓ヶ浜部は砂洲地帯のため「耕地の大部分は畑地にして」「浜部全体十四ヶ町村の耕地中畑は其反別千六百町歩にして、田は僅かに五百四十町歩に過ぎず」(傍点引用者)という畑作地帯であった。

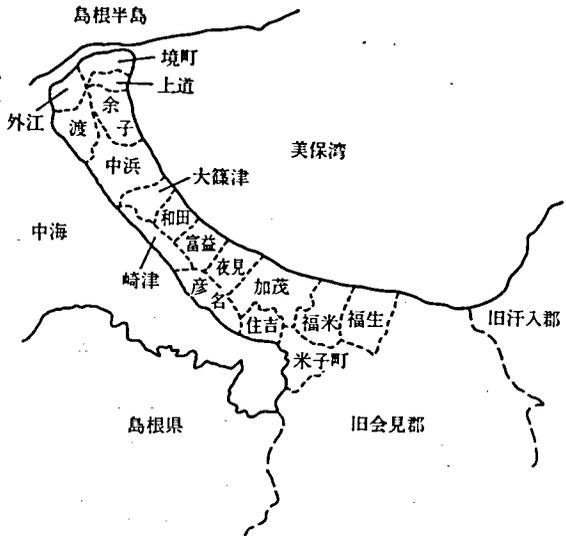
また、庄司家は元来屋号を安来屋と称する商人であり、安政四年(一八五七)に持高三五三石四斗(四〇〇石五〇町歩ほどか)、明治一三年(一八八〇)には一一町一反八畝七歩、地価二万五、一二五円八八錢二厘と、幕末・明治初年に大地

鳥取県弓ヶ浜地方における大地主庄司家の分析（勝部）

主としての地位を築いたのである。土地所有のピークを迎える大正一二年（一九二三）の状況は第一表の如くであるが、所有地のほとんどが弓浜部、ことに居村およびその周辺に集中しており、そのため所有耕地一四〇町歩余のうち八割が畑地であった。

2 弓浜部の産業

まず弓浜部が養蚕主業地帯であったことを立証しておきたい。第三図は昭和恐慌前年にあたる昭和四年（一九二九）の



第2図 弓浜部各町村概略図（米子町含む）

データにより西伯郡内各町村の畑地率と桑園率（畑地中の桑園の割合）を示したものであるが、福米・福生両村を除く弓浜部各町村（ゴチックで示している）はやはり畑地率が群を抜いて高く、加えてそのほとんどが六割以上の桑園率を見せている。このことは弓浜部の耕地の過半以上が桑園であることを示し、養蚕業が主業であることを裏付けている。つけ加えておくなら、弓浜部以外の町村のうち山間部を除く地域（奥部と称される）は田地率が高くかつ桑園率も高い。これは米作を主業とししかも畑を利用して副業として養蚕業を盛んに

第1表 庄司家所有地一覧表（大正12年5月現在）

村名	耕地面積 (うち畑地)	同左比率	宅地山林
渡村	442.4(84.7%)	31.4%	25.1
外江村	422.1(80.5%)	29.8	87.0
境町	16.9(75.7%)	1.2	0.8
上道村	36.0(70.3%)	2.5	0.5
余子村	130.4(69.2%)	9.2	1.5
中浜村	179.3(88.8%)	12.7	72.8
大篠津村	25.4(91.3%)	1.8	
和田村	27.5(99.6%)	1.9	0.5
住吉村	93.7(99.9%)	6.6	2.4
五千石村	40.4(1.0%)	2.9	
計	1,414.2(81.1%)	100.0	190.2
宛口総計	田反当宛口 (平均)	畑同左	宅地同左
906.921	0.86	0.55	1.22

(注) 1.「明治三十八年以降 宛口計算書類留」より作成。
2.「宛口」は小作料のこと。

第2表 西伯郡における作付の転換

	綿	甘 藷	桑	麦
明治33年	1,324.2 [㍻]	1,007.6 [㍻]	727.3 [㍻]	5,875.7 [㍻]
" 42年	391.1	897.5	1,406.7	4,825.2
大正3年	422.6	910.0	1,616.5	4,456.3

(注) 1. 各年度【鳥取県統計書】より作成。
2. 麦は大麦・小麦・裸麦の合計。

の転換のなかで地主経営、地主・小作関係はどう対応し変化するか、「養蚕型」としての特質は経営次元でどのように現われるかが次節以降の分析課題となろう。

3 弓浜部における地主・小作関係の展開

ところで具体的分析を始める前に弓浜部における地主・小作関係の展開を概観しておきたい。まず第三表によって小作地率の展開を確認しておく、全体に鳥取県の小作地率は高けれども西伯郡は常に県平均を上回っており、なかならずく

域のうち奥部・汗入部など平野部においては明治一〇年代に米作へ転換していき、弓浜部では明治三〇年代、すでに綿作が決定的に展望を失う時期に養蚕業への転換を

始め、明治末期から大正初期にかけて主業化していったものと推測して大過ないだろう。このように弓浜部地域は養蚕地帯としては後進地であり、しかも主産業の大転換を経ているので、必ずしも「養蚕型」の曲型とは言えないが、後進養蚕地帯としての事例という意味では恰好の素材であると言える。以上のような地域産業・経済

第3表 西伯郡小作地率

	西伯郡	うち 会見部	汗入部	県平均
明治16年	51.2%	51.0%	52.2%	48.3%
20年	56.5	52.2	70.5	54.4
36年	58.7			55.2
44年	78.6			63.2
昭和4年	58.5 (弓浜部49.8)	56.8	61.7	57.5

(注) 1. 明治36年の西伯郡は「鳥取県農会報」92(1904年5月、県立鳥取図書館蔵)、県平均は「鳥取県統計書」による。
2. 昭和4年は前掲内閣統計局「農業調査結果報告」による。なお弓浜部は16か町村の数値。
3. その他は有元正雄他「都市別小作地率の史的分析」(「広島大学文学部紀要」44-2、1984年12月)による。

汗入地方が高い。会見地方はむしろ県平均よりも低く、その要因は昭和四年のデータから知れるように畑作地帯である弓浜部の低さであろう。また明治末年に西伯郡の小作地率が急上昇しているが、折りしも弓浜部を中心に養蚕業が興隆する時期でありそれとの関連も考えられる。

なお紙数の関係で表示は省略するが、大正一一年(一九二二)から昭和三年(一九二八)に至る間の、弓浜部の地価三千円以上の地主層の動向を見るならば、土地所有を拡大したものの一六名、変化なしと見なしうるもの一四名、いっぽう所有地を減らしたのは五千円台からいっきよに三百円未満へ没落した一名だけである。後述のように大正九年に小作争議がおこるが、なお地主的土地所有の維持もしくは上昇傾向が見

られるのは何故か、この点の解明も一つの課題となろう。

さて弓浜部のうち富益・崎津以北一〇か町村のそれぞれ最上層地主が集まって弓浜部地主会を結成しており、同会が毎年畑地小作料の石代金（小作料代金納のための一石あたりの代金）を定めることになっていった。現在のところ弓浜部地主会がいつ創立されたのか定かではないが、明治四〇年（一九〇七）ころにはできていたようである。庄司家は弓浜部最大の地主としてこの地主会をリードしており、ここで決定された畑作料の石代金が弓浜部の他の地主にどれだけの影響力を持ったか定かではないが、各町村の最上層地主の一致した決定だけに他の地主もこれと無関係ではありえなかったであろう。ともあれ一般に地主会が結成されるのは、明治期であれば産米改良などを機会に、あるいは大正期後半小作争議段階を迎えた対策としてという場合が少なくないが、本来各地主の個々の権能に属する小作料の決定が地主会の機能のなかに含められたのは、そして他への影響はともかく弓浜部一〇か町村という広い範囲で統一されていたのは注目されることである。長野県においてやはり地主の集会によって畑小作料の代金納の相場が決定される「小作米仕切り」（範囲はもっと狭いが）という事例が報告されているのを想起すれば、はなはだ興味深い。

ついでに明治三四年（一九〇二）当時における小作賃行のうち、とくに畑地小作料について確認しておこう。代金納の相場については米子・住吉・彦名・加茂・福米・中浜各町村では「前

年十月ヨリ其ノ年九月マテノ平均玄米相場ニ依リ」、残る一か町村では「納付当時ノ（玄米の）注）価格ニ依ル」ものとされている。富益の崎津以北一〇か町村のうちでは中浜村だけが別になっており、この当時弓浜部地主会が成立していたかどうかは微妙であるが、ともかく玄米相場に従って代金納の相場（石代金）が決定されていた点だけ確認しておきたい。小作料率については、田地における外江（とよえ）彦名両村の五五％以外は五〇％であるのに対し、畑地では住吉村の五〇％、彦名・崎津両村の四八％以外は四五％となっており、言うまでもなく田より若干低いのが、時期的に綿作の衰退と養蚕業導入の狭間における小作料率を示していることを注意しておきたい。

なお西伯郡内一般の小作賃行ではあるが、居村以外に土地を所有し管理に不便な場合は「中作人若ハ支配人ヲ置キ小作地ノ整理、小作料ノ徴収、税金納付ニ係ル事務ヲ掌ラシメ」る一方で「地主ト小作人トノ間ニ立チ双方ノ融和ヲ図ラシム」役割を担っており、地代収取を円滑ならしめるための管理機構が設置されていたようである。

三 地域経済の動向と地主経営の対応

地域経済の転換に対する地主経営の対応、地主・小作関係再編成への努力について、庄司家に焦点をあてながら検討してみたい。同家の「差引帳」をもとに第四表を準備したが、まず「差引帳」の性格について一言ふれておきたい。同帳簿

の残存は幕末（文政・慶応期）と明治二七年（一八九四）昭和一六年（一九四一）という状況であるが、明治三五〜四三年、大正六年は現存していない。本稿では上述の課題から明治期以降のみ扱ったが、同帳簿は近世の大福帳の性格をそのまま残しており、各項目ごとに金銭出入を記して差引きしたものである。したがって資産構成・金銭貸借の状況などはもちろん、総体としての差引きもないために収支全体の下りも把握できない。このため第四表の（本文末尾折り込み表参照、以下これに同じ）合計・収支差引きは筆者の算出によるものであり、経営分析を行ううえでかなりの限界を覚悟せねばならない。

1 明治中期の状況

まず経営の中核たる小作料（宛口と称されている）収取の状況について見ていくことにしよう。第七表では「宛口」として一括して扱っているが、これは宛口米（田小作料）、宛口金春取立（畑裏作への小作料）、宛口金冬取立（畑表作への小作料）の三口を合わせたものである。明治二八年度で言えば、宛口米七八石八一二、換算して六二二円七六銭七、春取立一、四八七円六七銭九、冬取立二、四一七円二三銭七となっている。これらの納入は庄司家「雇人」である都田曾平（渡村、明治三五年地価六四四円）、都田庄蔵（曾平子か、大正一一年地価二四七円）、遠藤増衛、中嶋久栄、佐近又四郎（ともに不明）の五名を通してなされている。おそらく彼

らが中間管理人的役割を担っていたのだろう。反当りの小作料高は田で九斗前後、畑で表・裏作あわせて六斗前後とかなり低いのである（第一表参照）。

ところで「差引帳」における畑小作料春取立と冬取立の年度についての取扱いであるが、明治二八年度「差引帳」では二七年度春取立（二八年二〜一〇月徴収）と二八年度冬取立（二八年一〜一〇月徴収）を記載しており、二八年度春取立は二九年度帳簿に記載されている。すなわち冬作物に対する小作料徴収（春取立）は年度としては前年度のものでありながら、実際の徴収がその年の一〇月にまでずれ込むために帳簿記載は半年ずつずれ、実質上その年の経営は前年度春取立分を含めて行われていたと考えられる。しかし帳簿記載のこのような不合理を庄司家も感じていたのであろうか、明治三五〜四三年の「差引帳」は残存していないが、明治四四年以降の記載形式が変わっているのである。すなわち四四年度「差引帳」には四四年度冬取立（四五年二月のみしか記されていないが、いちおう四四年一二月より翌二月までの徴収と考えられる）と四五年度春取立（四五年二〜二月までの徴収）とが記載されているのである。すなわちこの間に（一〇月が一二月になっているが）、前年度春取立を帳簿上当年度に切りかえ、さらにそれを前年の帳簿に書き込むようになったのである。これによってもあい変わらず（むしろより大きな）不合理を残しているが、この切りかえがいつどのように行われたか、その間の矛盾をどう処理したかにつ

いては「差引帳」を欠くので知ることができない。否、むしろ切りかえによる混乱の結果、この間の「差引帳」はまともな形で作成されなかったと考えるべきかもしれない。同様のことが大正七年にも行われているがこれは後述するとして、とりあえず指摘しておくべきことは第四表の作成にあたって「宛口」収入は帳簿に記載されたものによつたということである。以上長々と述べたのは、この切りかえが直接的には帳簿上の不合理是正のために行われたにせよ、その背景には綿作衰退から養蚕業展開という地域経済の転換があつたのである。くわしくは後述することにしよう。

さてこの時期の小作料納入状況を直接明らかにすることはできないが、表作ではもはや展望のない綿と甘諸作、裏作麦という状態のなかで小作料納入はかなり滞つたのではないかと考えられる。というは明治三〇年代にかなり集中して小作料未納に対する裁判所への提訴が見られるからである。第五表にその状況を示したが、明治三四年以来四度にわたつて提訴し裁判所から小作人に対して提訴費用を含めて支払命令がなされている。なかには幕末からの未納分・利子を含めた二、〇〇〇円近くの支払いを命じた例もあるが、ほとんど明治二〇年代後半から三〇年代半ばにかけての未納分である。第六表で三八年度分の訴訟の対象となつた小作人の地域を確認すると、庄司家居村の渡村が最も多く、隣村外江・中浜両村も含めると件数で全体の三分の二、金額では約八割近くにのぼるのである。他の年で地域の判明する限りでも同様の傾向で

あり、三八年度に特別に居村・周辺を対象にしたといふのはなさそうである。これは所有地が地元周辺に集中していることとも関係あるかもしれないが、それにしても庄司家の威光が十分及ぶ範囲においてしかも中間管理機構がありながら、それらが円滑に機能しなかつたのであろうか。当時の西伯郡の小作慣行では、小作料の怠納に対して「先ツ小作人及保証人ニ対シテ督促ヲ為シ、尚納付セサルトキハ小作地ヲ引揚ケ怠納セシ小作料ハ訴訟ヲ提起シテ皆済セシムルコトアリ」という状況であるが、かかる強硬手段は「稀ニ見ルトコロ」であつたという^註。おそらく庄司家も様々な手段で未納小作料納入の督促を行つたであろうが、農業構造転換の狭間における小作経営の不安定性とそれによる小作料納入率の悪化からくる地主経営の大きな危機の表現がこのような強硬手段であつたと理解されよう。

さて地主経営と地域経済との関わりを端的に示すものは資金運用であろう。その一つの側面を第七表の利子・配当から見ておこう。明治期に借入金に対する利払いが全くなかつたとは考えがたいが、帳簿の上からは知ることができない。とにかく明治末年まで含めて個人貸付に対する利子収入が七割前後を占め、株式配当・公債利子はあわせて二割強にすぎない。株式配当について付言しておく、明治三三年（一九〇〇）で配当全体の三分の二にあたる三九二円が米子銀行からの配当、これに鳥取県農工銀行の一一〇円を加えるならほぼ九割が地元（県内）銀行からの配当である。四四年でもやは

り八割五歩を占めるが、同時に米子銀行、第三銀行境支店の定期預金などの利子が五六五円となっている。これらの株価、預金元金を知ることができないが、かりに利率六〇程度とすると株価一〜二万円、預金元金は一万円前後となり、小作料収入七千〜一万円という規模に比するならかなり積極的に地元銀行（支店）との関わりを持つとうとしていたと評しうるだろう。

ところで額のうえでは圧倒的な個人に対する貸付であるが、これについては概略のみ示しておこう。明治三三年を例にとると貸付対象（利子支払者）は二八名、うち一三名の地価が判明するが、ことに利子五〇円以上を支払う八名のうち六名はいずれも地価一千〜五千円の中地主である。利子二五円以下の二〇名中には地価五〇〇円〜一千円台の中小地主層と、庄司家番頭・雇人および小作人と推測される者も含まれている（但し先の小作料未納の被提訴人は見当らない）。明治四四年を見ても同じ傾向であるが、いずれにしても注目されるのは庄司家が主な貸付対象としている中小地主のなかに諸營業を営む者が何人か含まれていることである。明治三三年で言えば渡村松本久太郎（明治三五年所有地価一、三、七、四円）「金銭貸付」、境町柏木節雄（同一、八、六、三、三円）は「製造及運送」業、明治四四年では渡村松本喜八郎（地価六、九、九、九円）「製造」業、同渡辺貞六郎（明治三五年地価不明、大正一一年四、二、四、四円）「問屋」業などとなっている。「製造」等の内容までは判明しかねるが、庄司家は居村あるいは境町などの

中小地主の営む諸營業に対して資金を融通しこれらを吸着基盤に据えていたと考えられる。しかしこのような蓄積の構造も明治末期までであり、後述するように大正期になると様相が変わっていくのである。いずれにしても庄司家の資金運用を地域的に見れば、居村を中心に境町・米子町に至るせいぜい弓浜部の範囲であったことは注目しておいてよいだろう。

最後に二点だけつけ加えておくと、一つははまだ商人としての性格を保持している点である。第四表(1)の明治二八年には前年度に購入した繰綿を中心に松江方面などに売却した粗収益が計上されている（同表注2参照）。このような性格は以後も払拭されず、時々地域産業の展開に沿う形で商業利潤を追求しようとしていたと言えるだろう。

もう一つは明治二九年（一八九六）より「壊代」として種肥料を毎年少しづつ支出しはじめる。この種子・肥料購入はおそらく手作経営のためのものであるが、規模・労働力収益などは「差引帳」からは皆目わからない。実際に手作経営を営んでいたとすれば経営上実に多面的な性格を有していたと評しえよう。

2 明治末〜大正中期の状況

養蚕業の興隆に対して、庄司家を筆頭とする弓浜部地主会が小作料（石代金）決定のシステムを改変しようとして検討しはじめるが、それらを具さに見ていくことにしよう。

先に養蚕業の主業化を伴う発展の時期を明治末期からと推

定したが、地主会が明確な対応を見せはじめるのは大正期にはいつてからである。大正三年度地主会に提出された「参考書類」につきのような記述が見られる。

小作人作物収入予算額

- 一、桑畑一反歩ニ付平均（桑木共）四百貫目ノ收穫トシテ、此売買春蚕三十式円ノ収入（但十貫目ニ付八十銭）、及夏秋蚕壹反歩ニ付平均正葉百貫目ノ收穫トシテ此売買十五円ノ収入（但十貫目ニ付壹円五十銭）
- 〆四十七円也

右ニ対スル春蚕ノ施肥料壹反歩ニ付十円也、及夏秋蚕ノ施肥料壹反歩ニ付十五円也、尚壹反歩ニ対スル宛口米平均五斗、代金七円五十銭（但壹升ニ付十五銭）

差引十四円五十銭 収入

地主会が収支予想を行うのはこれが初見であるが、ここでは労賃が考慮されておらずまた農器具減価償却費も計上されず収支としては不完全である（それらを計上すればおそらく赤字になるだろう）。労賃については、このすぐ後に検討されている普通畑（平畑）や養蚕経営の収支においては計上されており、その取扱いは統一されていなかったと言えよう。いづれにしても「宛口米代金決定ハ……旧来ノ習慣ニノミ扱ルモノニシテ根拠トナルベキモノハ其年内ニ於ケル米価ヲ以テ唯、ノ標準トナセリ、然ルニ当地地方ノ如キ状態ニアル土地ハ、米価ハ農民ノ経済ニ全ク没交渉ノモノトナレリ、故ニ是レガ

決定方法ハ農民ノ収支計算ヲ明ラカニシ、更ニ土地ノ価値ヲ考慮シテ決定スベキモノト信ズ」（傍点引用者）という方向に沿って石代金決定方法の検討が進められるのである。大正六年（一九一七）地主会においては、より深くかつより包括的に検討が行われるのである。

大正六年度桑園ニ於ケル小作人ノ収支計算

量目	価格	宛口米	代金肥	料	代金
春	四百貫	六拾四円	式斗四升	式拾貫	拾円式拾銭
秋	式百貫	八拾円	三斗六升	〃	拾四円
計	式百四十四円也	六斗	計式拾四円式拾銭		

差引壹百拾九円八十銭也 人夫六十人

備考

人夫六十人ヲ以テ一反歩ヲ耕作ナシ得ルトスレバ、年中式百四拾日労働スルモノトシテモ四反ノ耕作ヲナシ得、即一人ニテ壹百十九円ノ四倍四百七拾九円式拾銭ノ収入アリ、今人夫賃一日七拾銭トシテ差引ク時ハ參百拾壹式百四十人ノ七十銭 壹百六十八円也）ノ純益アリ、一反歩トシテ一升当リ壹円式拾九銭余ナリ、

（傍線原文。なおこの後に続く労賃六十銭の場合の検討は省略。）

この計算方法について一言述べておくと、備考の計算では一人四反の耕作としているがこれを反当りに換算すれば左のようになる。

収入	144円	
-) 肥料代	24円20銭	
差引	119円80銭	—(1)
労賃 (1人70銭、60日)		
	70銭×60=42円—(2)	
宛口 (6斗あたり) 金額		
	(1)-(2)=77円80銭	—(3)
宛口1升あたり代金		
	(3)÷60=1円29銭6	

すなわちこの計算にしたがえば小作料(石代金)を一升当り一円二九銭余に決定すれば、一反につき七七円八〇銭の宛口代金を支払うことになりなおかつ肥料代、一日あたり七〇銭の労賃が確保されることとなる。

言うまでもなく労賃の成立を認め全剰余を小作料として吸収しようとするシステムを明確に示している。これが実現したならまさに「利潤の成立を許さぬ地代範疇」となる。

ところでこれらの数値が地主会(おそらく立案者は庄司家の番頭クラスの方ではなからうか)の恣意・作為によるものかどうか問題にしなければならぬが、結論を先に述べると必ずしも作為を感じることはできないと言えよう。大正五年から六年にかけて諸物価の上昇が見られ地主会がどの時点で調べたかは不明であるが、たとえば桑葉価格では春貫当り一六銭、秋四〇銭の見積りに対し大正六年度西伯郡平均値²⁷では春二八銭八厘、秋二九銭一厘で、これをもとに換算すると一七三円四〇銭の収入となり結果的に地主会側見積りは三〇円ほど低いことになる。地主会側では収入を高く見積る方が有利

である。肥料では当時としては高価な「鯀ノ粕」を想定しているが、鳥取県内務部勸業課も「本肥料(鯀ノ粕―注)ハ重ニ西伯郡弓浜地方ノ桑肥料トシテ使用セラルモノ」と把握しており、実態を反映したものと考えられよう。価格は平均一〇貫当り六円〇五銭の見積りであるが、大正六年米子相場は六円二九銭、境相場六円二六銭なのでさほど違いはないであろう。労賃についても六〇〜七〇銭の見積りに対し米子・境とも六〇銭である。このように地主会が小作料を高めんがため作為的な数字を用いたとは考えられないのである。

同様の計算を平畑についても行っているが、甘藷・裸麦作に反当九〇人の労働力を計上して一五円三〇銭の赤字となっており、計算上は小作料をとるどころではない。そこで「是レヲ平均シテ桑園・平畑ヲ等分ニ耕作スルモノトスレバ、年中六十銭ノ労賃ヲ得ルモノトシテ、尚一升ニ付四拾弍銭ノ宛口米代金ヲ支払フ余裕アルモノナリ」との結論を得るのである。

つづいて今度は「地主トシテ自己ノ所有土地ヨリ六分ノ利益ヲ得ントシテ採算セバ左ノ如シ」と利子率の観点から検討を行う。

現今六升ノ評価ノ土地平均価格ヲ拾八円ト見做ス時ハ其地価ハ拾五円也、地租及其附加税合計壹円六拾五銭ヲ要スルモノトスレバ拾弍円四拾五銭ヲ徴取セザルベカラズ、然レバ一升ノ代価ハ弍拾七厘トナルベシ、

(傍線原文)

この計算も少し注意を要する。六升、一八円は一畝当りで反当六斗、一八〇円と解すべきであるが、地価一五円は反当と考えねばあとの計算が成り立たない。すなわち反当に換算すれば左のような計算となる。

反当宛口6斗の土地評価額	
180円	—(1)
同上法定地価	
15円	—(2)
地租・付加税	
(2)×11% = 1円65銭	—(3)
土地資本利子	
(1)×6% = 10円80銭	—(4)
宛口(6斗)金額	
(3)+(4) = 12円45銭	—(5)
宛口1升当り代金	
(5)÷60 = 20銭7厘5	

このように利子率六%確保の点からは、石代金一升につき二〇銭七厘という結論が導かれる。

結局大正六年度の決定額は、渡・外江両村が二一銭、境町・上道・余子両村が二三銭、中浜村以南は二二銭であったが、このように地域による差があるのは綿作時代以来の宛口掛米(一反当りの宛口米)が地域によって異なっており、金額とのかけ合わせでそのバランスを保っていたためである。

地主会では大正七年にこの地域区分を改定し、さらに翌八年にはこの掛米の基準自体の検討をも行おうとするのである。つまりそれまで五〜六段階に区分されていた掛米の基準

が「如何ニ……不公平ナル宛口ヲ徴スルヤハ明カ」であると
し、「級等ヲ多クシ(なるべ)成公平ナル所置ヲ取ル」ために一五
段階という緻密な区分に編成しなおそうとしたのである。し
かし、後述するように、大正七年に庄司家と小作人の間で紛
擾が生じているため、新システムによる宛口代金が「如何ニ
……当ヲ得タルモノナリト雖モ、……目下地主・小作人関係
ノ面白カラザル今日当ヲ得タルモノト云ヒ難シ」とされ、そ
の実施は阻まれたのである。しかし「地方先駆者」を以て自
認する庄司家・地主会はなお「順次時勢ニ応シテ改正シ、之
レガ完成ヲ十ヶ年トセバ先ヅ永年計画ナレリ」と、ねばり強
くシステム改編の方向を探ろうとしていたのである。このよ
うに綿作から養蚕業への転換に対応して、地主側も小作料決
定のしくみを根底から再編成しようとしていたと言えるだろ
う。

さらに大正三年度地主会においては、小作年度の切り換え
の時期も検討されている。

第二審 年度替掛換ノ時期変換ノ件

従来ハ六月ヲ以テ(春作ヲ終リタル時)掛換ヲ行ヒタル
ヲ以テ事実上夏作ヲ第一作トシ、麦作ヲ第二作トセシカ、
桑作發達其他不便少ナカラザルヲ以テ麦ヲ第一作トシ夏
作ヲ第二作トシ、掛換時期ハ拾一月一日ヨリ翌年拾月ノ
末日トナスコト

同時に「事実上小作人ノ比較的經濟ノ豊ナルハ養蚕ヲ終ヘ
タル時ナルヲ以テ」小作料の徴収を六月・十月の二期とする

か、六月一期とするかも検討されている(第三審)。これによつて、前述した「差引帳」における宛口代金の年度記載の問題について、庄司家がどのような方向を追求しようとしていたが明らかになつたであらう。すなわち、前述したように冬取立↓春取立の形式を修正すべく春取立↓冬取立に転換したが、春取立が前年度帳簿にくり込まれる大きな不合理を残してしまつた。「桑作発達」「不便少ナカラザル」ため何としても春蚕収入に対する春取立↓夏作に対する冬取立という徴収方法を確立して、形式と実質の統一をはからねばならないのである。少なくとも庄司家「差引帳」においては大正六年までは従来通りの形式で、八年から春取立(三〇一〇月)↓冬取立(一一〇翌二月)の形式に改められるのである。大正七年「差引帳」を欠くのも、前同様この切り換えのためであらう。

さて前述したように明治末期まで中小地主を対象とする利貸しがお健在であつたが、前掲第七表のように大正八年(一九一九)には株式配当が完全に凌駕し、利子・配当収入全体の九二%を占めるまでに至るのである。同表にはあげていないが大正四年にすでに三分の二をこえており、大正初年段階で利貸経営から株式投資へと重点を移したと言えよう。大正八年の数値でも米子銀行・農工銀行の二行はやはり群を抜いており(配当収入中あわせて四八%)、その他京都電燈(同じく三七%)、境電気・山陰電気、山陰実業銀行などである。このように資本市場を通して地域経済との接触がますます濃

密となつたと言えるが、そればかりではない。このような投資の拡大は必然的に役員就任へと結びついてゆく。庄司廉は明治四四年(一九一〇)境電気取締役、翌大正元年米子銀行取締役、同五年農工銀行取締役へとそれぞれ就任している。但し庄司家が弓ヶ浜部地域社会において占める位置からすれば、むしろ遅きに失したとも言えなくもない。いづれにしても役員就任が庄司家にもたらした影響は今のところ明らかにすることはできないが、一般的な言い方をするなら、とくに銀行役員への就任を通して地域経済の金融の中核へ参画せしめ、その指導的地位に立たしめたと考えられる。ただ大正八年ではまだ小作料収入が利子・配当収入を上回っていた点は指摘しておかねばならない。

最後に第四表(1)の大正四年繭売買にみられるように商人的性格の残存が認められるが、また別に明治四四年乾繭場を起工して大正二年から庄司家土地部付設として繭市場を開き、養蚕農民と製糸業者との繭取引の仲介を始めたのである。その「動機」を庄司家に言わしめれば、養蚕業発展と地元製糸業立遅れとの不均衡から信州等大製糸資本が繭買付に来るようになり、しばしば地元養蚕家が不利な取引を強いられたり「品質ニ依ル等差ヲ更ニ附スルナク、延ヒテ粗放多収穫ノ傾向ヲ助長」しているために、「独り養蚕家ノ損害ノミナラズ、当家二町十五ヶ村一千有余ノ小作者ニ於ケル一大事ニシテ、而カモ地方農村ノ振奮隆替ニ関スルモノ」ということであつた。ために大正一〇年までは生産者・売り手の手数料を全免

し、購蘭者の手数料および乾蘭料のみで経営したという。蘭市場経営の分析はここでは断念せざるを得ないが、「差引帳」からだけでは把握できない側面を有するようになったことだけ指摘しておきたい。

四 地域経済の展開と小作人経済

1 小作農民の経済的進展

以上のような過程のなかで小作人の経済がどのように展開していくのかについては、「養蚕型」解明のうえからも重要なポイントであるが、小作経営の実態を示すような統計・資料は現在のところ見出せない。やむなく前述してきた弓浜部地主会の収支見積り等間接的なものに拠りながら小作経営像に迫ってみたい。

さて地主会の収支見積りが必ずしも作爲的な数値でないことはすでに確認したが、その値に拠りつつ小作料を各年度に決定された石代金で換算したのが第八表である。ここで最も注目したいのは小作料率である。大正六年について見れば、前述したように地主会が収支計算のなかで労賃との競合によって算出した一升当り一円二九銭という石代金であれば五四%の小作料率となるはずであったが、実際には二一―二三銭に決定された。この結果第八表に見られるように渡・外江両村の桑畑では九・五%、中浜村以南でも一〇・四%、平畑で

は一八%前後と、ともにきわめて低い小作料率となっているのである。大正三・九・一二年では桑葉価格の低さと、とくに九年以降は労賃の高騰とによって収支のうえではマイナスになっているが、それでも小作料率は二〇%以下である。六年・一四年のように好況のもとでは労賃も成立し、小作料を支払ってもなお相当の利潤を得たことになる。数字のみから言えば、明らかに剰余価値の一部に制限された地代水準である。とは言えこれを資本制的地代と見るつもりは毛頭ないが、米作地帯においてはおよそ考えられないこのような小作料率の低さを実現させたものは、反当り平均六斗というような畑作地帯小作料（宛口掛米）の低さと大戦景気など市場条件の有利性であると言えよう。

さらに第九表の養蚕収支を見ると、たまたま景気がよくない年のデータしか得られなかったが、それでも利潤を確保している。当然と言えば当然のことながら、養蚕経営そのものには小作料が課せられていないが、このことは、現実には養蚕収入で小作料を支払うにしても、この際非常に重要なポイントになるうと思われる。大戦景気下で小作料負担が実質的に非常に低減化した桑園経営と、小作料に捕捉されない養蚕経営との有利性の結合は、小作農民の経済的進展に大きな展望を与えるものであったと考えられる。さらに付言するなら、地主側はあくまで土地（小作料）を通してしか養蚕収入を捕捉できない、すなわち桑園小作料をどれほどあげうるかが一つの問題であると同時に、小作人側は土地（小作地）と切り

離して養蚕経営を営むことができる、すなわち桑葉の購入に
よって経営規模を拡大しうるのである。事実、後述するよう
に、大戦景気のもとで弓浜部では禿桑目的の桑園業者と桑葉
購入による「投機的飼育」をなす養蚕家が出現していたので
ある。先に見た地主会による種々の検討は以上の脈絡との関
連において考えねばならないだろうが、いずれにせよ養蚕主
業地帯における小作人の経済的進展は米作地帯とはかなり異
なつたあり方であつたことは確認しておきたい。

ところでその経済的進展をもたらした要因の一つである市
場条件について、とりあえず米子を中心とする地域的な市場
動向を簡単に検討しておきたい。第一〇表によつて諸物価の
動きを見ると、大正三年(一九一四)に第一次大戦が始まっ
ていったん景気が後退するが、五、七年までの間繭価は米価
などに対しほぼ一年ほどの差をつけて上昇している。これは
生糸価格の上昇に連動したものと云えるようが、六年以降は
生糸の上昇すら追いこしているのである。いっぽう労賃はほ
ぼ米価と同様に推移し大正七年まで繭価の上昇に追いつかな
いが、八年以降は完全に逆転し繭価・米価に対し缺状価格差
を形成するようになった。これに対し宛口代金は米価上昇を
追いこして繭価の上昇に追いつこうとしているが、この点に
地主側の対応・姿勢が明示されていると言えよう。

ところで、おそらく弓浜部であろう某養蚕家のデータ(第
一〇表注一参照)によれば、大正初年から八、九年にかけて
投下労働力が一・五倍と多労化し(第九表ではむしろ減少し

ているが)、とくに八、九年の労賃高騰によつて繭生産費が
繭価の上昇を上回つていたのである。もちろん一つのデー
タのみで安易な判断はできないが、大正八年渡村における養蚕
の一戸当り平均掃立枚数が一・九枚⁽³²⁾という零細さをあわせ考
えるならば、小作農民の経済的進展ということも我々は手放
しでは評価しえないかもしれないのである。

最後に一、二つけ加えておくと、大正九年(一九二〇)反動
恐慌下の弓浜部では「従来の如き投機的飼育を廃し消極的な
飼育を為すに至りたる結果、自家の桑園より生ずる桑葉は
自家に於ける蚕児に供給する傾向」となり、「従来桑芽を売
す目的にて栽培し居る桑園所有者は桑葉の処置に窮せる」有
様であつたと伝えられている⁽³³⁾。すなわち反動恐慌以前には、
売桑目的の桑園業者と桑葉購入によつて「投機的飼育」をなす
養蚕業者が出現していたことは注目しておいてよいだろう。

また大正七、八年ごろには、大戦景気によつて工場が簇出
し「小作者の如きは漸次此の方面に趨^はるの傾向」が現われ、
養蚕家は労働力不足から女中二人ぐらゐを年中雇つておく状
況であつたとも伝えられている⁽³⁴⁾。これが労賃高騰の一因であ
ろうが、こうした小作農の脱農化はおそらく貧農層であつて
いっぽうで中農標準化を現出させたものと思われるが、経営
統計などの資料が見出されるまでの課題としておきたい。

2 小作争議勃発の前段階

前述の如く大正七年(一九一八)庄司家・地主会が種々の

改革を試みるのであるが、つぎの史料が示すように小作争議が本格化する前にすでにその前哨戦が行われていたことがわかる。

同村の大地主庄司氏はかねて小作料改正の必要を認めてゐたが、大正七年十一月か改正に着手せんとした。處が之を知った小作人は相糾合して庄司氏の不當を鳴らし、同村大祥寺に参集し寺鐘を乱打して物凄い形勢を漲らしたのであるが、庄司氏の提案撤廃によって漸く鎮靜に復した。

にもかかわらず地主会側がなおねばり強く検討を続けようとしたのも前述のとおりであるが、このような状況下で大正八年中浜村の小作人安田力松が庄司家に意見書を提出するのである。安田は「御部（庄司家土地部―注）ヨリ調査依頼ノ書到着シ之ヲ披見スルニ、奨励規定抄録ノ第一項ニ地主ハ小作人ヲ股肱トシ、小作人ハ地主ノ為メニ生計ヲ営ミ……互ニ徳義ヲ重シ相互ノ利益ト便利ヲ計ルヲ要ストアリ」、ところが「今ヤ時代ノ進運ト共ニ漸ク人権ノ重大ナル悟リ、然モ權利・義務ヲ主張シ又喧呼シテ止マズ、為ニ徳義ハ薄弱トナリ法律的思想ニ馳セントスル」状況下で、庄司家土地部の奨励規定は「先見ノ明アルト云ハシカ」と「同感」「喜悅」したといふ。しかし彼が最も訴えたかったのはつぎの点である。「今一步ヲ進メテ小作米ノ協定価額ナルモノヲ地主会ノミニテ協定セズシテ、各部落ノ代表小作人ヲモ地主会ニ列席セシメ、地主ト小作人トノ意見ノ合致シタル時小作米ノ協定価額ト」

決定することにしてほしい、そうすれば「昨年ノ如キ騒擾的小作人組合ナルモノハ之ヲ未^{（未）}発ニ防ギ、自然優良ナル小作人組合ヲ組織スルハ理ノ当然」と断ずるのである。このように安田力松の要求は、石代金決定への小作人の参加という地主制の根幹に関わる重大な問題であつた。地主側からすれば承諾しがたいこの要求はおそらく黙殺されたものと思われるが、事態はこの方向へと動いていくのである。

五 衰退期における状況

1 小作争議勃発と石代協定委員会の設置

大正九年一二月一四日中浜村の松本積善と安田力松の子巖が中心となつて弓浜部小作人組合聯合会を旗上げし、翌一月二三日同村龍泉寺において小作人大会を開催して弓浜部を席卷する本格的な小作争議が勃発する。山陰地方でおそらく最も早い本格的なこの争議を評述する余裕はここではないが、とりあえずつぎの三点を指摘しておきたい。

一つは小作人側の費用価格（C+V）観念の形成である。

地主は耕地整理費及諸税諸掛物等を計算すれば一升三八銭当り以下には採算上損失あるものとして一銭も引下げ得ずと主張し、一面小作人は耕作賃及肥料等を計算すれば宛口一升十九銭にても引合はずとなし是亦強硬に主張し、……（以下略）（傍点引用者）

このように小作人の主張は費用価格を意識して小作低減を求めたのであるが、このような観念は他人労働力の雇傭、桑葉売買の展開など経営上の条件を基礎に、大正八、九年の肥料代・労賃の高騰と大正九年反動恐慌による籾価など市場条件の逆転がもたらしたものと見えよう。これを米におきかえるなら「近畿型」「東北型」にも共通する部分もあるが、それ以前の市場面の有利性とのギャップ、桑・籾市場および労働市場との接触などによってそれらの動向に敏感ならしめたという点に「養蚕型」の特質があったと考えられる。

二つに大正九年度石代金については西伯郡長浅沼喜雄の調停によって、渡・外江三六銭、中浜以北三八銭、大築津以南四一銭と一応決定したうえで年貢皆納者は各々五銭減額しさらに貸与として一律に二銭五厘減額することになった。翌一〇年度にはやはり浅沼郡長の仲介で、初めて地主・小作人相互の代表者の協定による宛口石代金決定がなされた。この方式は翌一年「石代協定委員会」(石代協定会)の結成へと結実し、米子から境までの一六か町村の地主・小作人代表者二名ずつ、計六四名による石代金協定の体制へ踏み切ったのである。安田力松の要求に発し争議の過程でも強く求められてきた内容がようやく実現したのであるが、同時にこの協定期制の構築によって弓浜部においては争議という形の対立の再発は防止されたのである。

三点目に、弓浜部地主会は争議対策の機能をあわせ持ち地主側の結束、意見交換などの対処が速やかに行いえたのであ

るが、いっぽう以上の展開のなかで「永年計画」を立て小作料取システムの根本的改編をめざそうとするこれまでの努力は烏有に帰すことになった。以後地主会は小作人側の攻勢に対し、石代協定会対策の場としての性格を強めていくのである。

2 地主経営の対応

以上のような事態は庄司家の経営にどのような影響を与え、また昭和恐慌以後はどのような状況になるのであろうか。衰退期を迎えた庄司家の対応を経営面から検討してみたい。

まず昭和五年(一九三〇)昭和恐慌に至るまでの過程であるが、第四表(1)によると大正一四年利子・配当収入が小作数収入を上回っており、ことにその九三%にあたる株式配当(二万七四四一円)が収入のなかで最も大きい。ところが支出を見ると利子支払いが異常に増大して経営を圧迫する最大の要因となっているが、この利払いのほとんどは米子銀行を中心とする地元銀行に対するものである。その他の支出では全般に増大しているが、とくに農会費・水利組合費などの諸負担を含めた公租・公課の増大が利子支払いについて経営を圧迫していると言えよう。トータルな収支でないため経営の良否は判断しかねるが、この時期はまだ金回りが大きいだけにそこまでの深刻さは読みとれない。

ところで収入中の二位の座に落ちたとは言え小作料収入の動向は経営状態を考えるうえでなお重要な問題である。そこ

第11表 田畑小作料実納率

	田	畑
明治44年	72.9%	102.6%
大正4年	69.6	121.2
7年	79.2	108.4
9年	90.4	76.8
11年	79.1	107.5
12年	70.6	97.1
13年	52.0	101.0
14年	61.8	100.8
昭和1年	57.6	98.4
2年	73.8	98.6
3年	77.2	100.1
4年	59.6	84.8
5年	80.2	96.7

- (注) 1. 庄司家「宛口計算書類」より作成。
 2. 帳簿は土地部(番頭の)の性、本帳簿は土地部の報告書の報告書、庄司主人あての「差引帳」をもっているが、「差引帳」の帳簿とは関連してない。
 3. 田小作料は(収入米高÷元米高)×元米高×100、畑小作料は(収入米高÷元米高)×元米高×100)としてそれぞれを算出した。

で小作争議段階を迎えたこの時期の小作料納入状況を第一一表実納率の点から検討すると、田小作料については、元来から七〇%前後とあまりよくないが、大正九年以降さらに悪化し同末年には五〇%近くにまで落ちているのである。しかし所有地の八割を占める畑地の方は、前段階よりやや低くはなるがなお一〇〇%前後を実現しており、この時期とくに悪化したという状態ではない。そもそも実納率が一〇〇%を超えらるといふのは不可解であるが、帳簿(「宛口計算書類」)には「過金」と記されており、これが田の未納分にふり向けられたのか翌年精算したのかについては今後検討したい。ともかく実納率の点からすれば、収入の中心である畑小作料についてはそれほど状況の悪化は見られないと考えてよい。では石代金の水準ではどうか。第一〇表を見るならば、確かに石代協調会が成立してからは藪価・米価の水準より低く抑えられているので、従来のような地主側の恣意は実現しが

たい状況になっていと言えよう。つまり畑小作料の実納率が維持されているのは、右のような石代金の水準が低く抑えられた状況と裏腹の事態であって、その意味では協調体制の貫徹を読みとることができよう。加えて畑小作料の実納率維持のもう一つの要因は藪価であろう。第一〇表によれば大正九年以降たしかに不安定ではあるものの、米価に比べて全体に有利な状況で推移している。これは「相対的安定期」のもとで藪価が比較的堅調を保ったことを示しており、この藪価の動向と協調体制の貫徹とがあい俟って畑小作料納入を確保し、地主経営に対してさまで圧迫を加えていなかったと考えられる。争議が勃発した大正九年庄司家は土地を売却するどころか、渡村名望家信太澄夫から田畑九町弱を購入しているが(第四表(1)注5参照)、たいていの購入が本意でなかったにせよその後の積極的な土地売却が見られない所以は右の状況にあったと言えよう。

また第四表(1)支出「その他」の小作料還付金は、前述した藪市場において生産者から手数料を徴収する際に、庄司家小作人でもしも小作料完納者に手数料割戻金を支払ったものである。この時期に必然化する小作人対策の一つとして注目されよう。

つぎに昭和恐慌以後の状況について検討してみたい。第四表(1)では昭和五年収入が半減に近い状態となっており、このため生計費・交際費などを半分に切りつめて対応しようとしていたのがうかがえるが、にもかかわらず利子・公租公課負

鳥取県弓ヶ浜地方における大地主庄司家の分析 (勝部)

担は依然として重く経営に重圧をかけていたのがわかる。加えて生糸・繭価暴落のなかで繭市場も事実上営業の停止に追いこまれ、庄司家の経営は進退極まったと言えよう。さらに第一二表によって昭和八年(一九三三)の小作料納入状況をみると、実に一〇〇三〇%の実納率である。田畑ともに小作経営がもはや懐減的狀況になつてゐることを示してゐると言えよう。地域的に見るなら居村が最悪で、むしろ離れた地域の方が相対的には納入率が良いという奇妙な現象を見せている。このためであろうか、翌九年までに渡村の耕地をほとんど処分しており、むしろ周辺・他村の耕地を残すという通常考えられないような珍しい現象を呈してゐるのである。それだけに渡村においては、この表からだけでは判断しえないような地主・小作関係の悪化があつたあかもしれない。

庄司家では昭和五年頃から石炭・諸物資の売買を行う「第貳商会」という事業を始めたのであるが、繭市場の営業停止、土地の大量処分という事態を経て、以後の経営の中心的存在となつていくのである。

以上検討してきたような衰退過程からすれば、大正九年反動恐慌以後と昭和五年昭和恐慌以後との二段階にわたつて衰退していくという考え方は、とくに「養蚕型」において必要であろう。昭和恐慌以前では弓浜部地域のように協調体制が築かれれば相対的安定期の下でさほど絶望的な状況でもないが、以後においては生糸の持つ奢侈品的性格から養蚕主業地帯ならではの絶望的な状況に追いこまれていくからである。

第12表 昭和8～9年土地所有および小作料収納状況

村名	昭和8年		小作料 減免高	小作料 未納高	実納率	昭和9年	
	所有	反別				所有	反別
渡村田畑	反	96.5	石	40.633	%	反	2
		451.3			11.6		-96.2
外江・境町田畑	石	91.0	石	26.729	16.3	反	91.0
		338.7			24.8		-
上道・余子田畑	石	91.0	石	26.729	16.3	反	91.0
		338.7			24.8		-6.4
中浜・大篠津田畑	石	31.4	石	7.895	29.0	反	31.4
		330.0			29.2		-
和田・住吉田畑	石	31.4	石	7.895	29.0	反	31.4
		330.0			29.2		-0.5
五千石村田	石	17.5	石	2.154	39.4	—	-17.5
合計	石	1356.7	石	77.411		787.9	-568.8

(注) 1. 庄司家蔵「自昭和5年 稅務申告申請綴」より作成。
2. 反別はそれぞれ畝未満を切捨てたので、合計および移動の数値は合わない場合がある。

昭和九年になつて、弓浜部は「打続く養蚕不況で伝統的農業経営法を根底から覆へさなければならぬ運命に遭遇し、同地弓浜部更生会は従来の養蚕本位の農業を廃し朝鮮向蔬菜本位をとることに決し」、桑園の四割を整理・減反する方針をとつたといふ⁴⁶。もはや「養蚕型」脱却をはからねば展望を得ることができない状況であつたと言えよう。

結 び

以上の検討から我々は「養蚕型」についてどのような問題を汲み上げることができるだろうか。とくに田畑一体化した地主・小作関係（田の高額小作料を補完する養蚕収入）ではなく、養蚕主業地帯における繭を基軸とする地主・小作関係に焦点をあてたことによつて、これまでの理解とどう異つてくるのかについて一言触れておきたい。従来の理解では大正前半の好景気においても結局田小作料取取によつて小作農民の経済発展はむしろ否定的にとらえられていたが、畑作地帯本来の小作料の低さと市場面での有利性とがあひまつて、手放しで評価できないにしても、小作料負担を米作地帯では考えられないほど軽減しその経済的発展の展望を開いたと言えよう。今回小作経営の実態を分析することが能わなかったために課題は残されるが、論理的可能性からすれば売桑により土地から一定遊離して養蚕経営を拡大する方向もありえたと考えられる。こうした商品経済の発展が大正九年以降の小

作争議を準備する基礎過程であつた。

同時に地主制衰退過程についても養蚕主業地帯であるが故の経済的規定性は、繭（↓生糸）の商品的性格からしても昭和恐慌下における地主・小作経営の壊滅的打撃に求められるだろうし、その状況下ではもはや「養蚕型」脱出以外に展望は得られなかつたと考えられよう。裏返して言えば昭和恐慌以前の相対的安定期においては、缺状価格差とくに労賃の高さが生産費を圧迫していたが、繭価は変動をくり返しつつも比較的堅調を保ち小作経営の状態は小作料の抑制もあつてむしろ前進的であつたと考えうる。ために地主経営を左右するのは農民運動という社会的規定性であり、弓浜部のように一応協調体制が構築されたならば小作料決定における恣意は貫徹できなかつたものの、まがりなりにも経営を維持することは可能であつた。但しこれは各地域における地主↓小作間の力関係、商品経済のあり方などによつて様々な展開がありえよう。

ところで本稿で分析対象としてきた弓浜部は綿作から養蚕業へと主産業の大転換を経ているために、地主・小作関係の再編をはじめ地主層は種々の対応を見せたが、これは後進養蚕地帯としての地域的特性をあますことなく示していると言えよう。しかし我々が今後「養蚕型」成立の時期を考えていくうえで、先進養蚕地帯においても水田の桑園化を含め養蚕主業化が進むのが明治末〜大正初年前後の時期であるといふ事例も報告されているのであるから、「近畿型」↓「養蚕型」

↓「東北型」という地域的序列をもって地主制が成立するという通説も再考の余地があると考えられるのである。

最後にその点と関連してつぎのことを補足しておかねばなるまい。本稿においては弓浜部における養蚕業への転換を強調しすぎた嫌もあるが、それ以前に地主制が成立していたのか、成立していたとすればどのような型として捉えるべきかという問題である。但しこれは「近畿型」「東北型」の位置付けにもかかわることゆえ十分な見直しをもって述べることにはできないが、当面する論点を大雑把に整理しておきたい。地主制成立については基本的に中村政則の産業革命期に求める説に同意するものであるが、「養蚕型」地主制の再生産構造が養蚕業を主たる基盤にして初めて成立するものと理解すれば、すなわち養蚕主業化をその成立の要件とするならば、前述したように必ずしも産業革命期の枠ではとらえられないと思われる。とは言えそれ以前に地主制が成立していないと考えるのは不自然であり、はじめに述べたように「畑作型」として成立した地域の幾部分かが「養蚕型」となっていくものと考えておきたい。つまり米作地帯に成立するカテゴリーである「近畿型」「東北型」と「養蚕型」とは次元を異にするものであって、「養蚕型」をより限定して扱わねばその独自性が不明瞭になると思われるからである。弓浜部では幕末までに綿作を基盤に商品経済が発達し地主制が形成され、その限りでは奥部の水田地帯と同様であったが、開港による綿作凋落という編成替えの過程で奥部は米作主業地帯の「近畿

型」として成立してゆくのに対し、弓浜部は商品経済の発達を経ながらも生産物市場面では不利な「畑作型」として定置されたと考えておきたい。すなわち「近畿型」「東北型」も「畑作型」「養蚕型」も、開港以後産業革命に至るまでの編成替えによって日本資本主義の構造的一環として定置された地帯構造であつて、すぐれて近代史上におけるカテゴリーである点を付言しておきたい。

註(1) 永原慶二・中村政則他「日本地主制の構成と段階」(東大出版会、一九七二年)、「地主制」(大石嘉一郎編「日本産業革命の研究」下 第七章)、中村政則「近代日本地主制研究」(東大出版会、一九七九年)。

(2) この数値は前掲「構成と段階」第一章松元宏論文の分析に拠つたものであるが、これは郡の平均反収に対する率であつて、むしろ同書第三三表などの「小作慣行調査」の五五〇六六%という数値の方が現実的ではなからうか。もちろん反当一・八石にもおよぶ根津家契約小作料額の高率・高額さを否定するものではない。

(3) 中村「近代地主制研究」一六一〜一七二頁。

(4) 同右書一六一頁。

(5) 石井寛治「日本蚕糸業史分析」(東大出版会、一九七二年)第四章第一節。大島栄子「小作養蚕経営の展開と在村地主の対応」(「土地制度史学」七八、一九七八年一月)。西田美昭編「昭和恐慌下の農村社会運動」(お茶の水書房、一九七八年)第四章各論文。

(6) 安良城盛昭「日本農業と地主制の地帯構造について」(茨城県史研究)一三、一九六九年三月。

(7) 安良城氏はシンポジウム「地主制」(学生社、一九七四年)のなかで、具体的分析を行っていないのでなにかはわからない旨発言している(一七八頁)。

(8) 前掲「構成と段階」第一章松元安論文では、養蚕農民が生産物市場に直面したとしても田小作の補完的機構に組み入れられたために零細経営を脱することはできなかったとされるが、以下分析するように養蚕主業地帯では発展の可能性が十分あったと考えられる。

(9) 暉峻榮三「日本農業問題の展開」上(東大出版会、一九七〇年)。費用価格論は今日広く承認されていると思われるが、当初から地帯論の欠如が指摘されており、費用価格形成のしかたを地帯ごとに整理していく方向が要請されていると考えられる。中村政則前掲書第三章第三節一の分析はその方向での検討と思われるが、「養蚕型」についても米生産費分析で一括されてしまっているのは問題が残ると言えよう。

なお庄司俊作「戦前期土地政策の歴史的 성격」(日本史研究)二二六、一九八一年六月)は小作争議展開の観点から「養蚕型」設定には否定的であるが、争議に至るメカニズム、費用価格のしかたを分析しようとするならば養蚕主業地帯の独自性は追求すべき価値を有するものと考えられる。但し本稿の分析ではこの点はなお甚だ不十分であり今後を期したい。

(10) 庄司家および弓ヶ浜小作争議については、中村政則「労働者と農民」(小学館「日本の歴史」第二九巻、一九七八年)二四四〜二五八頁に手際よくまとめられている。

(11) 大正六年「陰陽八郡郡勢一斑」(鳥取県立米子図書館蔵)西伯郡の部。

(12) 松尾陽吉「幕末及び明治初年に於ける会見郡長者番付について」(伯耆文化)三六、一九五五年三月)所載の安政四年「家禄改」、明治一三年「伯耆国会見郡富豪地価調」による。なお松尾陽吉氏には、氏が精力的に弓ヶ浜部関係の諸史料を筆写されたノートを拝閲させて頂いた。今回それらを利用することはできず今後を期することにしたが、ともあれ氏の学問上の御厚意には深く感謝の意を表します。

(13) 山田勝次郎「米と繭の経済構造」(農文協昭和前期農政経済名著集六)表二(二二六頁)および備考(二二八頁)。

(14) 「鳥取県史」近世五(産業編)。

(15) 明治中期産業運動資料」第十巻(日本経済評論社、一九八〇年)一四一頁「綿現況」による。なお浮田典良「江戸時代綿作の分布と立地に関する歴史地理学的考察」(人文地理)七(四)において、綿作隆盛地の一つとして会見郡も考察されている。

(16) 明治一〇年「全国農産表」(日本農業発達史)第一〇巻所収、同二年「鳥取県農事調査書」。

(17) 「鳥取県統計書」および前掲「郡勢一斑」。

(18) 大正一一年「西伯之實力」(庄司家所蔵分)、昭和三年「西伯詳覧」(複製版)。

(19) 註(5)掲載大島論文および「農村社会運動」第四章三〜四節。なお同じ山陰の鳥取県仁多郡・大原郡・嵯川郡・飯石郡等でも石代相場の決定も「地主連合」が行っていることが報告されている(有元正雄「山陰における地主制の構造」)。

第5表 未納小作料についての提訴状況(明治30年代) 円未満切捨て

	34年提訴分	35年提訴分	37年提訴分	38年提訴分
明治24年以前起点	(1)* ¹ 1,917 ^円			(2)* ² 42 ^円
25~27年起点	(2) 62		(2) 68	(2) 23
29~32年起点	(5) 233			(7) 177
33~37年起点		(3) 58	(4) 50	(25) 406
合計	(8) 2,212	(3) 58	(6) 118	(36) 650

(注) 1. 庄司家蔵「支払命令ひかえ」により作成。
 2. ()内は件数。
 3. *¹は嘉永6年起点、*²は2件とも明治22年起点。

第6表 明治38年提訴分地域別分布

	件数()、金額%
渡村	(12) 53.3%
中浜村	(7) 13.0
外江村	(5) 11.2
余子村	(4) 7.2
富益村	(5) 9.9
崎津村	(1) 2.1
境町	(1) 3.1
合計	(36) 100.0

出典は前表と同じ。

第7表 利子収支(円未満切捨て)

		明治33年	同44年	大正8年	昭和5年
収入	個人貸付金	2,578 ^円 (77.6)	5,216 ^円 (65.0)	586 ^円 (5.0)	226 ^円 (1.4)
	銀行預金		565(7.1)	33(0.3)	1(—)
	株式配当	583(17.6)	1,393(17.4)	10,855(91.7)	14,913(92.1)
	公債利子	159(4.8)	563(7.0)	114(1.0)	518(3.2)
	その他		276(3.5)	241(2.0)	530(3.3)
	合計	3,321(100.0)	8,015(100.0)	11,831(100.0)	16,189(100.0)
支払	個人借入金			259(2.0)	2,853(7.4)
	銀行借入金			12,526(96.4)	25,626(66.3)
	その他			207(1.6)	10,188(26.3)
	合計			12,994(100.0)	38,668(100.0)

(注) 1. 庄司家「差引帳」による。
 2. 「その他」は収入・支払とも信用組合に対するものである。

第4表 庄司家収支表(1)(円未満切捨て、△はマイナス)

	明治2(1895)	明治33(1900)	明治44(1911)	大正4(1915)	大正9(1920)	大正14(1925)	昭和5(1930)	昭和10(1935)	昭和15(1940)
宛口(小作料)	4,517 ^円	7,061 ^円	9,833 ^円	10,051 ^円	21,379 ^円	25,229 ^円	12,884 ^円	8,536 ^円	10,333 ^円
利子・配当	1,846	3,321	8,015	7,243	(記載なし)	29,469	16,189	14,201	1,050
諸物品販売	1,484	22		6,313		50			407
土地家屋売却	60	630	1	211	2,318	464	5,886	124	3,446
収入合計	7,549	11,035	17,850	23,818	(23,698)	55,212	34,961	22,863	15,239
食費・衣服・什器	577 ^円	1,050 ^円	4,839 ^円	2,816 ^円	6,340 ^円	7,425 ^円	3,870 ^円	4,357 ^円	6,320 ^円
教育文化費				858	467	755	1,073	2,095	1,272
光熱・通信・雑費	1,083	1,269	1,673	1,597	2,257	4,149	2,839	1,657	1,678
臨時・交際費	285	358	2,426	1,649	6,366	6,078	3,743	4,790	2,101
雇人給与	470	531	1,032	1,293	8,157	3,545	4,603	2,593	2,974
支払利子				912	(記載なし)	64,937	38,668	19,023	22,315
土地家屋庭園購入	286	140	265	302	2,320	1,429	115	322	112
公租公課	1,487	1,643	3,304	5,139	9,452	12,892	9,085	4,826	3,845
種肥料		16	37	20	203	168	93	43	118
諸物品購入				5,169					
土地家屋購入		84	140		35,449				2,165
その他					767	223	85		
支出合計	4,190	5,095	13,720	19,760	(71,793)	101,606	64,181	39,708	42,902
収支差引	3,358	5,940	4,129	4,058	(△48,095)	△46,393	△29,219	△16,845	△27,663

(注) 1. 庄司家「差引帳」より作成。
 2. 明治28年度「諸物品販売」は繰繰203本を1,322円42銭1厘で売却したもの。なお27年度には189本を1,159円34銭2厘で購入している。また大正4年「諸物品購入」は繰繰を購入したもので、同年「販売」はそれを売却したものと思われる。
 3. 「土地家屋庭園維持・修繕」は「差引帳」では「主本」となっており、直後の記載はないもの内容から判断して名目「鉄蒸軒」の維持費も含まれると考え、「収入」を加えた。
 4. 「公租公課」中、明治44年以降は耕地整理費、農会費、米水利組合費を含む。
 5. 大正9年「土地購入」は、渡村名望家の宮太道大家(明治35年所有地価1,096円、先代益三郎は村会議員を勤む)より田町8町8反2歩を一括購入したものである。このため益三郎の明治11年所有地価は279円となっている。
 6. 支出「その他」はいずれも小作料還付金である(本文第5節2参照)。

第4表(2)(百分比、収支差引は収入合計を100とするもの)

	明治2(1895)	明治33(1900)	明治44(1911)	大正4(1915)	大正9(1920)	大正14(1925)	昭和5(1930)	昭和10(1935)	昭和15(1940)
宛口(小作料)	59.8%	64.0%	55.1%	42.2%	90.2%	45.7%	36.9%	37.3%	67.8%
利子・配当	19.7	30.1	44.9	30.4	(記載なし)	53.4	46.3	62.2	6.9
諸物品販売	19.7	0.2		26.5		0.1			2.7
土地家屋売却	0.8	5.7		0.9	9.8	0.8	16.8	0.5	22.6
収入合計	100.0	100.0	100.0	100.0	(100.0)	100.0	100.0	100.0	100.0
食費・衣服・什器	13.8%	20.6%	35.3%	14.3%	8.8%	7.3%	6.0%	11.0%	14.7%
教育文化費				4.3	0.7	0.7	1.7	5.3	3.0
光熱・通信・雑費	25.8	25.0	12.2	8.1	3.2	4.1	4.4	4.2	3.9
臨時・交際費	6.8	7.0	17.7	8.3	8.9	6.0	5.8	12.1	4.9
雇人給与	11.2	10.4	7.5	6.5	11.4	3.5	7.2	6.5	6.9
支払利子				4.6	(記載なし)	63.9	60.3	47.8	52.0
土地家屋庭園購入	6.8	2.7	1.9	1.5	3.2	1.4	0.2	0.8	0.3
公租公課	35.6	32.3	24.1	26.0	13.1	12.7	14.2	12.2	9.0
種肥料		0.3	0.3	0.1	0.3	0.2	0.1	0.1	0.3
諸物品購入				26.3					
土地家屋購入		1.7	1.0		49.3				5.0
その他					1.1	0.2	0.1		
支出合計	100.0	100.0	100.0	100.0	(100.0)	100.0	100.0	100.0	100.0
収支差引	44.5	53.8	23.1	17.0	(△202.9)	△84.0	△83.6	△73.7	△181.5

第10表 諸物価(指数)の動向(米子相場、明治43~大正3年平均価格=100)

	上米	繭	上生糸	繭生産費	桑葉	農日雇(男)	養蚕日雇(女)	鯉搾滓	宛口代金(渡村分)
明治43年	74	92	104	88	103	78	88	100	87
44年	99	97	95	106	110	108	88	100	93
大正1年	123	92	96	99	83	108	100	101	107
2年	120	101	101	103	90	108	113	102	113
3年	86	118	104	105	114	98	113	97	100
4年	71	80	94	113	69	88	113	89	100
5年	72	127	135	122	83	98	113	98	113
6年	110	189	148	194	103	118	150	146	140
7年	184	219	157	374	93	196	175	183	207
8年	265	236	224	335	179	255	250	307	273
9年	250	208	249	329	97	294	275	253	207
10年	175	198	170	296	114	255	275	188	180
11年	199	259	205	317	124	333	325	203	167
12年	171	271	224	319	148	314	300	215	200
13年	208	163	188	285	138	353	250	198	190
14年	227	269	212	281	141	294	325	188	207
昭和1年	190	222	170	290	114	294	325	187	180
2年	190	170	112	268	53	353	300	154	130
3年	169	163	146	?	38	235	300	158	137
4年	159	172	139	209	48	235	300	154	140
5年	145	101	98	151	30	196	225	134	100
明治43~大正3年平均価格	17.018 円/石	42.40 円/石	980.0998 円/100斤	36.592 円/10貫	2.90 円/10貫	0.51 円/1日	0.40 円/1日	4.316 円/10貫	15.00 円/石

(注) 1. 下記以外は「鳥取県統計書」(米子相場)より作成。
 「繭生産費」「桑葉」は鳥取県農会「農報」440号(昭和9年9月刊、鳥取県立図書館蔵)より。
 この調査は「本県養蚕地帯某農事熱心家」が明治23年以来調べてきたものであるが、東伯郡海岸部か西伯郡弓浜部が地域の特定ができない。但し同439号には「弓浜部は本県唯一の養蚕地帯」との記述もあるので、おそらく西伯郡弓浜部の数字を示すものと思われる。
 「宛口代金」は庄司家「決議書綴」より。
 2. 小数第1位を四捨五入した。
 3. 昭和3年「繭生産費」は明らかに誤記と思われるので省いた。

第8表 桑畑・平畑における反当収支(宛口6斗)

	大正3年		大正6年		大正9年		大正12年		大正14年		
	桑畑	平畑	桑畑	平畑	桑畑	平畑	桑畑	平畑	桑畑	平畑	
取入	47. ^円	40.50 ^円	132.50 ^円	73. ^円	106. ^円	95.50 ^円	145.10 ^円	87.50 ^円	229.25 ^円	178.33 ^円	
支出	61.	40.50	72.80	81.70	164.60	131.10	147.65	124.95	137.49	124.55	
支出内訳	肥料代	25.	14.40	24.20	15.10	65.50	42.50	39.65	24.45	62.29	45.75
	労賃	27.	17.10	36.	54.	82.	71.50	90.	82.50	56.60	60.20
	宛口代金	9.	9.	12.60	12.60	17.10	17.10	18.	18.	18.60	18.60
差引	-14.	0	59.70	-8.70	-58.60	-35.6	-2.55	-37.45	91.76	53.78	
宛口石代金(1升あたり)	15銭(渡・外江、以下同じ)		21銭		36銭(7銭5厘引)		30銭		31銭		
労働員数	(60人)	38人	60人	90人	60人	55人	60人	55人	33人	61人	
労賃単価	45銭		60銭		1円30銭(桑田春季1円50銭)		1円50銭		平均1円72銭	平均99銭	
小作料率	19.1%	22.2%	9.5%	17.3%	16.1%	17.9%	12.4%	20.6%	8.1%	10.4%	

(注) 1. 庄司家「決議書綴」より作成。
 2. 大正3年桑田には労賃が計上されていないので、大正6~12年に準じて60人とし、大正3年平畑の労賃単価45銭によって推算した。なお同年の桑葉価格は實当り8~15銭と低いが、これは刈桑畑の桑葉(西伯郡平均21銭7厘)ではなく立木畑(同14銭5厘)と思われる。
 3. 大正9年宛口石代金は渡・外江両村については36銭に決定しながら結局7銭5厘ずつ引くことになり、28銭5厘で算出した。

第9表 桑畑1反あたりにつき養蚕経営収支

	大正3年	大正9年	大正12年
掃立		春、夏秋とも各3枚	春4匁、夏秋5匁
収繭量(春)	14.7 ^匁	13. ^匁	16. ^匁
”(夏秋)	18.75	13.	17.5
貫当平均繭価	4.20 ^円 銭	7.40 ^円 銭	10.05 ^円 銭
取入	140.49 ^円 銭	192.61 ^円 銭	336.6 ^円 銭
給桑計	79. ^円	106. ^円	145.10 ^円
蚕種代	7.50	11.40	13.40
木炭、その他	5.50		13.05
器具・損料	2.		
労賃	36.	67.60	(78)
支出	130.	185.	(249.55)
差引	10.49	7.61	(87.06)
労働員数	80人	52人	?
労賃単価	45銭	130銭	(150銭)

(注) 1. 典拠史料は前表に同じ。
 2. 大正12年の労賃は不明なので、9年の52人に準じ労賃単価は前表の1円50銭を用いた。

- (20) 明治三五年松江稅務調査會「鳥根県・鳥取県小作價例調査書」（鳥根県立図書館蔵）。
- (21) 幕末の庄司家経営分析については、北尾泰志「幕末伯耆浜ノ目地方に於ける地主経営」（広島大学大学院修士論文、一九八三年度）が行っており他日の發表を期待している。
- (22) 前掲「鳥根県・鳥取県小作價例調査書」。
- (23) 營業については前掲「郡勢一斑」にもとづいているので、時期は大正五年のものである。
- (24) 庄司家蔵「決議書綴」。以下の記述も同史料による。
- (25) 平畑は「芋」「裸麥」収入四〇円五〇銭、これに対し肥料・労賃・小作料支出四〇円五〇銭で差引「純益ナシ」となっており（後掲第一二表参照）、爾後耕作ノ改良ヲ謀ラザレバ純益ノ見込ナシ」という注釈が付されている。
- (26) 註(24)と同じ史料、（推定）大正七年度、地主会ニ提出スベキ問題。
- (27) 同年「鳥取県統計書」。
- (28) 明治四三年鳥取県「知事官房主管事務概要」（鳥取県庁蔵）。
- (29) 同年「鳥取県統計書」。
- (30) 庄司家蔵「庄司廉履歴書」草稿（昭和三年ころか）。
- (31) 同家蔵大正一二年「鹵市場建設ノ動機及沿革」。
- (32) 渡村渡辺俊の庄司家宛養蚕狀況報告（「決議書綴」所収）による。
- (33) 大正九年八月二四日付「山陰日々新聞」（米子図書館蔵）。
- (34) 大正七年五月二四日、八年八月四日付同右。
- (35) 「西伯郡報」二五（大正一二年六月刊、米子図書館蔵）。
- (36) 前掲「決議書綴」所収。
- (37) 註(10)の中村前掲書および足鹿寛・大島清「土に立つ者は強し」（山陰院民運動碑建設十周年記念行事実行委員会、一九八二年一〇月）所収の松本積善回想「風雪風雨」参照。
- (38) 大正一〇年一月二三日付「山陰日々新聞」。
- (39) 史料の制約もあつてこの点の考察は不十分となつたが、とくに製糸工場など農外への家族労働力の流出とV観念形成との関連性は不可欠の問題でありながら今回は果たせなかつた。後日の課題としたい。
- なお「近畿型」「東北型」については、明治農法展開との関連、農外への労働力流出、蔬菜作などの商品作物栽培・商品経済化などから考察されねばならないと考える。
- (40) 中村政則氏は、中浜村を除く各村小作人組合は協動的となり「弓ヶ浜地方には一件の小作争議もおこらなくなつた」と述べている（「労働者と農民」二五六頁）。確かに石代協調会が争議防止その他にもたらした影響は大きかつたが、他方石代協調会の内部ではしばしば崩壊の危機を迎えるほどの激しい対立をひきおこしているのである。いずれ争議の過程も含めて明らかにしたいと考えている。
- (41) なお役員については大正一〇年農工銀行と日本勸業銀行との合併により農工銀行取締役・頭取代理退任、昭和元年境電氣株式会社解散により取締役を退任している。米子銀行についてはもう少しのちまで取締役となつていようであるが、いずれにせよ独占化の進展によつて地主層が地域経済の指導的立場から排除されていく点は注意しておく必要がある。
- (42) 但し大正九年については、本文中前述したように争議の結果減免された宛口代金の割戻金である。

(43) 庄司家蔵「昭和五年以降 稅務申告請綴」によれば、昭和七年に一、二四二円の純損金を計上しており（それ以前は不明）、このすぐあと營業を停止したものと考えられる。

なお庄司家にくわしい地元史家の早川時夫氏によれば昭和五年以降は開店休業の状態であったという。

早川氏にも史料閲覽その他において多大の御援助を賜わった。この場を借りて感謝の意を表します。

(44) 中村前掲「近代日本地主制史研究」第三、四章。

(45) なお先進養蚕地帯である長野県の昭和恐慌下の状況は、小峰和夫「昭和恐慌期の蚕糸業破綻と農村情勢―主蚕地帯―長野県の状況」（『歴史学研究』四三四、一九七六年七月）に詳しくわしい。但し本稿においては、小峰論文の製糸女工整理↓小作農經濟の破壊という点は準備の都合上検討できなかった。

(46) 鳥取県農會「農報」四三九（昭和九年八月刊、鳥取県立鳥取図書館蔵）。

(47) 前掲大島栄子論文。但し山梨県東八代郡では大正後半期に水田の桑園化が見られるし（前掲「構成と段階」二二七頁）、石井寛治氏も極めて慎重に養蚕主業化を考えているように（石井前掲書三八八―三一一頁）なお検討の余地があるだろう。

(48) 地主制成立（確立）に関する筆者の理解は拙稿「確立・興隆期における（近畿型）地主制の諸特質」（『史学研究』一四九、一九八〇年九月）に示しているので参照されたい。

（一九八五年一〇月成稿）

（大阪教育大学附属高等学校）

（付記）本稿は昭和五九年度文部省科学研究費奨励Bによる成果の

一部である。

なお、末筆ながら庄司家史料の閲覽・学術的利用に深い御理解と御便宜を下された現御当主庄司保親氏をはじめ、史料調査に御援助下さった境港市史編集室の方がたに深く感謝の意を表します。

また本稿を作成する過程で御助言頂いた関西農業史研究会の諸先生方、そしていつもながら御指導下さる有元正雄先生に改めて御礼申し上げます。

The analysis of great landowner *Shoji*(庄司) Family in *Yumigahama*(弓ヶ浜) District *Tottori*(鳥取) Prefecture

by Makoto Katsube

It is the orthodox theory, now, that the Landowner System in modern history of Japan is divided into three area types—Kinki Area Type, Tohoku Area Type, Sericulture Area Type. Speaking of Sericulture Area Type, it is conceptualized with the theory that the sericulture was the subsidiary-occupation. But, in this paper, I insisted it is the concept of only the mainoccupational area.

And, thereupon, I analyzed the Landowner System in *Yumigahama* Area, *Saihaku*(西伯) County, *Tottori* Prefecture, where a big landowner, the *Shoji*, is situated. As a result I examined the characteristics of a newly-developing sericulture area through the reaction to the conversion of agricultural structure by the *Shoji* and “*Kyuhinbu Zinushi-kai*”,(弓浜部地主会) and those of a mainoccupational sericulture area. For instance, the considerable reduction of tenant rent in the prosperity brought about by World War I, the formation of the idea of “C+V” by tenant farmers, the collapse of management under *Showa*(昭和) Panic etc.